ロシア連邦政府

決定

2025年５月22日付第698号

モスクワ

2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号実施に係わる諸措置について

2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」の実施を目的として、ロシア連邦政府は以下を **決 定 す る：**

１．2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」（以下、「大統領令」）により承認されたリストに記載されたロシアの輸出業者は以下を行う：

a）2023年５月25日以降、非居住者との間で締結され、非居住者への商品の引渡し、非居住者のための役務の履行、非居住者へのサービスの提供、非居住者への知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡を定めた対外貿易契約（以下、「対外貿易契約」）の条件にもとづいて受領した外国通貨の40％以上を、以下の期限で公認銀行の自らの口座に入金する：

大統領令の発効日時点で定められていた対外貿易契約の条件にもとづいて支払われるべき外国通貨を実際に受領した日から60日以内、ただし非居住者による商品、役務、サービス、情報および知的活動の成果に対する支払義務の、大統領令の発効日時点で対外貿易契約によって定められていた履行期限内に；

大統領令の発効日後に締結された対外貿易契約にもとづく、非居住者への商品の引渡し、非居住者のための業務の履行、非居住者へのサービスの提供、非居住者への情報および知的活動の成果の譲渡を行った日から120日以内に；

b）ロシア連邦の国内通貨市場において、本項「a」号にもとづいて入金された外国通貨の90％を入金日から14日以内に、ただし、対外貿易契約の条件にもとづいて得られる金額の25％以上を、当該の金額を受領した日から30日以内に、強制的に売却する；

c）自らの子会社（外国の法令にもとづいて設立され、ロシア連邦領外を所在地とする会社を含む）が、対外貿易契約の条件にもとづいて受領した外国通貨の本項で規定された期限および金額による強制的売却措置を実行するようはからう。

２．ロシアの輸出業者および（または）その子会社である事業体は、大統領令第２項の１にしたがって公認銀行におけるロシアの輸入業者の口座から公認銀行に開設された自らの口座にロシア連邦の通貨が入金された日から３日間、非居住者との間に締結され、ロシアの輸入業者への商品引渡しを定めている対外貿易契約に関するロシアの輸入業者の債務を支払うために、ロシア連邦領外に所在する銀行における自らの口座から、ロシアの輸入業者が当該対外貿易契約を締結した相手である非居住者を含む非居住者の口座へ、外貨を送金する権利を有する。

大統領令第２項の１に示されたロシアの輸入業者は、非居住者との間に締結され、ロシアの輸入業者への商品引渡しを定めている対外貿易契約に関して、ロシア連邦領への商品搬入、または本項第１段落にもとづいてロシアの輸出業者および（もしくは）その子会社である事業体によってロシアの輸入業者の負債のためとして振り込まれた外国通貨の、ロシア連邦に搬入されなかった（ロシア連邦領内で受け取られなかった）商品分の、公認銀行またはロシア連邦領外に所在する銀行における自らの口座への入金が、当該義務の履行

日から180日を超えない期日内に行われることを保障する。

３．ロシア連邦経済発展省はロシアの輸出業者を大統領令で承認されたリストに記載した旨を３日以内に当該の輸出業者に通告しなければならない。

４．2022年３月６日付ロシア連邦政府決定第295号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可、および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による交付、ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則の承認、ならびにロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 11、掲載番号1689；No. 14、掲載番号2260；No. 16、掲載番号2669；No. 24、掲載番号4056；No. 30、掲載番号5638；No. 39、No. 6625；No. 46、掲載番号8001；No. 52、掲載番号9647；2023、No. 13、掲載番号2267；No. 27、掲載番号4997；2024、No. 23、掲載番号 3201；No. 52、掲載番号8318）によって承認された、「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可、および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による交付、ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則」に以下の変更を加える：

a）第１項に：

以下を内容とする「r号の１」を追加する：

「rの１）2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」によって定められたロシアの輸出業者、およびその子会社である事業体による、2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」第２項「a」号に定める対外貿易契約の条件にしたがって受け取られた外国通貨の金額が、外国通貨で表記された要求を満足させるためにロシアの輸出業者および（または）その子会社である事業体によって送金される外国通貨の金額と等しいことを条件として、当該の外国通貨を公認銀行における自らの口座に入金しない権利、ならびにロシア連邦の国内通貨市場における、当該の上記外国通貨の強制的売却を行わない権利の行使；

2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」に定めるロシアの輸出業者、およびその子会社である事業体による、2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」第２項「a」号にしたがって外国通貨の支払いを定めていて、その契約価格の50％超がロシア連邦通貨で支払われた対外貿易契約の条件にしたがって受け取られ、2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」第２項「a」号にもとづいて入金された外貨のロシア連邦の国内通貨市場における強制的売却を行わない権利、ならびに外国通貨による支払いを定めていて、その契約価格の50％超がロシア連邦通貨で支払われた対外貿易契約の条件にしたがって受け取られた外国通貨を、当該契約の価格の支払いとして受け取られたロシア連邦通貨が公認銀行における口座に入金されたことを条件として、公認銀行における自らの口座に入金しない権利の行使；」；

以下を内容とする「s号の１」を追加する：

「sの１）2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」に定めるロシアの輸出業者、およびその子会社である事業体の、公認銀行における口座への、2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」第２項「a」号に定める対外貿易契約の条件にしたがって受け取られた外国通貨の入金の、ロシア連邦政府によって定められた期限の延長；」；

b）以下を内容とする第２項の２－１を追加する：

「２の２－１．本規則第１項「rの１」号第１段落に定める権利の居住者およびその子会社である事業者による行使に対する委員会による許可の交付は、個々の契約およびオペレーションについても、外国通貨によって満足させられる要求の総額についても、子会社である事業体を有する居住者の申請書にもとづいて行うことができる。」；

c）以下を内容とする第２項の３の１項を追加する：

「２の３－１．本規則第１項「rの１」号第２段落に定める権利の居住者およびその子会社である事業者による行使に対する委員会による許可の交付は、子会社である事業体を有する居住者自身についても、居住者およびその子会社である事業体が属するグループ全体についても、子会社である事業体を有する居住者の申請書にもとづいて行うことができる。居住者およびその子会社である事業体が属するグループ全体について許可が交付される場合、契約価格の50％は、居住者およびその子会社である事業体のすべての契約の総額にもとづいて算定される。」；

d）以下を内容とする第２項の４－１を追加する：

「２の４－１．本規則第１項「sの１」号に定める場合における委員会による許可の交付は、子会社である事業体を有する居住者自身についても、居住者およびその子会社である事業体が属するグループ全体についても、子会社である事業体を有する居住者の申請書にもとづいて行うことができる。居住者およびその子会社である事業体が属するグループ全体について許可が交付される場合、許可には、当該グループのすべての事業体に共通の輸出売上高受取り期限が定められる。」；

e）第５項に以下を内容とする複数の段落を追加する：

「本規則第４項に定める申請書の構成には、本規則第１項「rの１」号および「sの１」号に定める取引（オペレーション）については、委員会が推奨し、情報通信網「インターネット」上のロシア連邦財務省の公式サイトに掲載されている書式で作成され、許可交付が必要であるとの論拠を示す許可交付願、本規則第１項「rの１」号および「sの１」号に掲げる場合には申請の対象である対外貿易契約の所定の手順により証明された写し、および上記の場合における許可交付の根拠を示すために必要なその他の契約の所定の手順によって証明された写し、または上記対外貿易契約および本項に掲げるその他の契約の、委員会がしかるべき許可を交付するために必要な条件が示されている部分の、所定の手順で証明された抜粋、ならびに本項「b」号、「d」号、および「e」号に定める文書が含まれるものとする。

2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」に定めるロシアの輸出業者が、同人および（または）その子会社である事業体が非居住者との間に締結した対外貿易契約の総体に対して本規則第１項「rの１」号および「sの１」号に定める許可を取得する必要がある場合には、委員会の許可の有効期間中は、本項第37段落に掲げる文書を提出する必要はない。その場合、申請書には委員会の許可交付が必要である根拠として、以下が記載される：

当該のロシアの輸出業者および（または）その子会社である事業体が非居住者との間で締結した対外貿易契約中の、本規則第１項「rの１」号および「sの１」号に定める許可を取得する必要を立証する、一般的条件；

または、そのグループの活動の総体として（グループの全構成員の契約の履行として）の全体的結果が2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」の要求および委員会の許可の条件に合致するようなグループの一員として、ロシアの輸出業者居住者およびその子会社である事業体が対外経済活動を実施していること。」；

f）以下を内容とする第13項の４－１項を追加する：

「13の４－１．しかるべき権限を有する機関が文書化した小委員会の決定が、2023年10月11日付ロシア連

邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」によって定められたロシアの輸出業者、およびその子会社である事業体による、2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」第２項「a」号に定める対外貿易契約の条件にしたがって受け取られた外国通貨の金額が、外国通貨で表記された要求を満足させるためにロシアの輸出業者および（または）その子会社である事業体によって送金される外国通貨の金額と等しいことを条件として、当該の外国通貨を公認銀行における自らの口座に入金しない権利、ならびにロシア連邦の国内通貨市場における、当該の外国通貨の強制的売却を行わない権利の行使に対する委員会の許可、委員会の許可の交付の却下となる。」；

g）以下を内容とする第13項の７－１項を追加する：

「13の７－１．しかるべき権限を有する機関が文書化した小委員会の決定が、2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」に定めるロシアの輸出業者、およびその子会社である事業体による、2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」第２項「a」号にしたがって外国通貨の支払いを定めていて、その契約価格の50％超がロシア連邦通貨で支払われた対外貿易契約の条件にしたがって受け取られ、2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」第２項「a」号にもとづいて入金された外貨のロシア連邦の国内通貨市場における強制的売却を行わない権利の行使に対する委員会の許可、委員会の許可の交付の却下となる。」；

h）以下を内容とする第13項の８－１を追加する：

「13の８－１．しかるべき権限を有する機関が文書化した小委員会の決定が、2023年10月11日付ロシア連邦大統領令第771号「特定のロシアの輸出業者による外国通貨の強制的売却について」に定めるロシアの輸出業者、およびその子会社である事業体による、外国通貨による支払いを定めていて、その契約価格の50％超がロシア連邦通貨で支払われた対外貿易契約の条件にしたがって受け取られた外国通貨を、当該契約の価格の支払いとして受け取られたロシア連邦通貨が公認銀行における口座に入金されたことを条件として、公認銀行における自らの口座に入金しない権利の行使に対する委員会の許可、委員会の許可の交付の却下となる。」。

５．ロシア連邦財務省はロシア連邦経済発展省の参加を得て本決定の実施に関する説明を行うものとする。

６．本決定はそれが公布された日を以て発効し、2026年４月30日まで（同日を含む）まで有効となる。

７．2022年３月６日付ロシア連邦政府決定第295号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則の承認について、ならびにロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」によって承認された「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則」（本決定による改訂版）第１項「rの１」号および「sの１」号、第２項の２－１、第２項の３－１および第２項の４－１、第５項の第37～40段落、第13項の４－１、第13項の７－１および第13項の８－１は、2026年４月30日まで（同日を含む）有効となる。

ロシア連邦政府議長　M.ミシュスチン